

総務生活委員会会議録

1 日 時 令和7年3月7日（金曜日）

開会 午前 9時56分

閉会 午後 0時59分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	山 田 雅 徳	副委員長	岡 崎 亨 一
	委 員	森 安 健 一	委 員	三 宅 啓 介
	〃	高 谷 幸 男	〃	津 神 謙太郎
	〃	山 口 久 子	〃	剣 持 堅 吾
(欠席)	なし			
(その他出席者)	なし			

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西 村 佳 子	同次長	宇 野 裕
同主任	東 宗 利		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中 島 邦 夫	政策監	難 波 敏 文
秘書室長	丸 野 裕 子	危機管理室長	丸 山 幸 司
総合政策部長	梅 田 政 徳	政策調整課長	林 啓 二
市政情報課長	難 波 孝 次	人口増推進室長	目 黒 由 基
総務部長	内 田 和 弘	総務課長	小 川 修
日本一優しい市役所推進室長	坂 田 圭		
財政課長	岡 真 里	財産管理課長	林 琢 也
税務課長	柚 木 均	市民生活部長	平 田 壯太郎
人権・まちづくり課長	倉 本 伸 一	交通政策課長	渡 邊 康 広
市民課長	小 野 美千代	会計課長	弓 取 克 哉
選挙管理委員会事務局長	河 原 隆		
建築住宅課長	八 重 信 幸		

6 付議事件及びその結果

別紙のとおり

7 議事経過の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項

別紙のとおり

総務生活委員会審査報告書

令和7年3月7日

総社市議会議長 村木 理英 様

総務生活委員会
委員長 山田 雅徳

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条及び第145条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第1号	岡山市及び総社市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について	原案を可決すべきである
議案第2号	総社市空家等の対策の推進に関する条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第3号	総社市職員給与条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第4号	総社市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第5号	総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第6号	総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第7号	総社市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第8号	総社市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第19号	令和6年度総社市一般会計補正予算(第9号)のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである

同意第 1 号	政策監の任命に関する同意を求めることについて	同意すべきである
同意第 2 号	監査委員の選任に関する同意を求めることについて	同意すべきである
意見第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについて	推薦に同意すべきである
陳情第 2 号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書	採択すべきである

開会 午前9時56分

○山田雅徳委員長 ただいまから総務生活委員会を開会いたします。

本日の出席は8名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、議案第1号 岡山市及び総社市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

政策調整課長。

○林 啓二政策調整課長 議案第1号 岡山市及び総社市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について御説明申し上げます。

この連携協約は岡山市を中心とした8市5町で形成されており、この連携協約は、岡山市と総社市が平成28年に基本的な方針などを定め締結をいたしております。このたび、新たに土地の連携政策を追加しようとするため、地方自治法第252条の2第3項の規定により市議会の議決を得ようとするものでございます。

3ページ目の別表を御覧ください。

こちらの表は、連携する施策の取組内容及び役割分担を掲げるものでございます。

このたび追加する連携施策につきましては、次のページを御覧ください。

こちらの表は、連携する施策の内容でございまして、このたび追加する施策を次のページで御覧いただきまして、3、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の表中5項目めになります、下から2項目めになりますが、生活交通による公共交通ネットワークの充実を新たな連携施策に追加しようとするものでございます。具体的には、連携市町が広域路線バス及びライドシェアの検討など、情報を共有しながら、路線バス等生活交通の維持確保のため、各地域における課題の解決を図ろうとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この協約は令和7年4月1日から適用することといたしております。

説明は以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森安委員。

○森安健一委員 おはようございます。

先ほどの協定の件なんですけども、今さっき御説明ありました生活交通による公共ネットワークの充実ということで、これは雪舟くんも込みですかね。

分かりました。雪舟くんが入っとるかなと思ったんで、すみません。

以上です。

○山田雅徳委員長 一応、お答えをいただいてもよろしいですか、正式に。

政策調整課長。

○林 啓二政策調整課長 申し訳ございません。

このたびの追加の施策につきましては、雪舟くんについては具体的には含まれておりません。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第2号 総社市空家等の対策の推進に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

人口増推進室長。

○目黒由基人口増推進室長 議案第2号 総社市空家等の対策の推進に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正によりまして、管理不全空家等に対する措置が規定されるなど、空き家等の対策が強化されたことに伴い、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

それでは、1枚お開きいただきまして、条例の改正内容について、主なものについて改正前後表にて説明します。

まず第3条は、空き家所有者の責務強化に関する改正でございまして、現行の空き家の適切な管理の努力義務に加えまして、自治体の施策に協力する努力義務を追加するものでございます。

1枚お開き願います。

第10条につきましては、特定空家の状態把握のために市長に報告徴収権を付与し特定空家に対する措置を円滑にしていくもの。

そして第13条は、昨年、本市の空家等対策協議会でお諮りいただいた管理不全空き家の措置の判断について条項を追加するもので、特定空家化を未然に防ぐことを目的とした管理の強化策であります。

また、その他の改正につきましては、条ずれを改めるものや、第13条の追加に伴い条を繰り下げる改正でございます。

なお、附則といたしましては、この条例は公布の日から施行することといたしております。

説明は以上です。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡崎副委員長。

○岡崎亨一委員 管理不全空き家について、正直、罰則も何もない中で、これをするによって具体的に何が進められるのでしょうか。簡単にお教えてください。

○山田雅徳委員長 人口増推進室長。

○目黒由基人口増推進室長 岡崎委員の御質問にお答え申し上げます。

何が進むかということですが、先ほど申しましたように、特定空家になる前に未然に対策を講じるということでございます。管理不全空き家につきましては、窓や屋根の破損であるとか、管理が不十分と分かる空き家についてコミットし、助言、指導、勧告までの措置を行います。特定空家になると、勧告、命令、行政代執行までつながりますので、そうならないように、事前に空き家の捌きをしていくということでございます。

それを利活用、管理を行っていただくのはいいんですけれども、管理不全で空き家を利活用につなげるような取組を窓口でそういう方向に持っていくように指導をしているところでございます。

以上です。

○山田雅徳委員長 他にありませんか。

高谷委員。

○高谷幸男委員 この空き家でございますけれども、1,600戸とか1,700戸とか、徐々に増えてくるわけですね。そういう中で、所有者が市内におれば連絡もすぐ取れるかも分かりませんが、市外ということになると、あるいは県外ということになると、なかなか連携が取れないというふうになると思いますが、そのあたり大変な数になると思いますけれども、どういうふうな工夫をしてもってやっていこうとされておりますか。

○山田雅徳委員長 人口増推進室長。

○目黒由基人口増推進室長 市外の方の空き家の所有者も多く、その方につきましては、固定資産税の納税通知書に空き家の施策、新制度をこしらえましたけれども、そういう政策を集めたチラシを封入する、あるいは昨年、岡山県宅地建物取引業協会と連携を図っていろいろ周知徹底を図った、それから、メディアを通じて、総社市の取組を紹介したなどなど、制度をたくさんこしらえま

したんで、それを活用していただけるようにして、市外の人に周知を図っているという状況でございます。

以上です。

○山田雅徳委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 コストもだんだんが増えてくる、これが利用され活用されていけばなおいいわけですが、市街地であろうが、周辺部であろうが、本当に増えてくる。それについて事細かく対応していただければいいわけですが、本当に撤去しなければ危ない、そういうふうなものも多々出てきておるような感じがいたしております。先ほども話がありますように、罰則等もないということになれば、また文書が来ておるわというようなことで簡単に見過ごしてしまうということもあろうかと思うんですが、このあたり、条例もこうなっておるというようなことで、強く言うのもどうかと思いますけども、このあたりのさらなる対応はどうでしょうか。

○山田雅徳委員長 人口増推進室長。

○目黒由基人口増推進室長 ありがとうございます。

所有者に対する要請ができるようになってますんで、管理あるいは利活用、それから除却などなど、それから空き家の所有者アンケート調査などの予算もこのたび計上させてもらって、そのあたりを活用しながら、空き家が出ないように頑張りたいと思います。

以上です。

○山田雅徳委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 通学路等のそばにもあるような気がいたしておりますし、民家だけでなくして、倉庫、事務所等々もあるんじゃないかと思いますが、この辺り十分配慮いただきまして、安全な生活ができますように、よろしくお願ひしたいと思います。要望でございます。

○山田雅徳委員長 お答えすることができれば。

人口増推進室長。

○目黒由基人口増推進室長 ありがとうございます。

地域ぐるみで空き家を防ごう、空き家をなくそうという取組も進んでいますんで、地域の方と連携して、そういうところがないようにいろいろ関わってまいりたいと思っています。

以上です。

○山田雅徳委員長 他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 ちょっと確認、教えてください。

第10条のところなんですけども、立入調査等のところの下線が引いてある、空家等の所有者等に対し当該空家等に関する事項に関し報告をさせるということが書いてあって、これ新しく追加しよう。どういうことを報告してもらうような想定ですか、教えてください。

○山田雅徳委員長 人口増推進室長。

○目黒由基人口増推進室長 ありがとうございます。

立入調査権だけでは特定空家の現状を把握することができない場合がありますので、そういうことを想定して、特定空家への指導、勧告をしていく上で、円滑にそういう措置を講じられるように、空き家の現状を報告書にて報告してもらうことができるようになってます。

以上です。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 なってます、ということは分かったんですが、協力してくれる人、してくれない人が出てくるというような、そんなイメージになりますけど、そういうことが想定されますか。

○山田雅徳委員長 人口増推進室長。

○目黒由基人口増推進室長 ありがとうございます。

報告書の提出を拒んだ場合の過料というところがございまして、管理とか除却の制度が進んだと思ってます。

以上です。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 これからどの程度の数のところに、そういう報告書を提出してもらうようになるんですかね。

○山田雅徳委員長 人口増推進室長。

○目黒由基人口増推進室長 まずは特定空家の数が結構ありまして、そういうところを注視していく、それから今回空家等対策協議会にも管理不全空き家の対応、措置について、手順書とかあるいは措置の判断などなどを盛り込んでいきますので、そういうところでまずは特定空家のほうを一生懸命頑張って、それから管理不全で窓口相談とかありましたら、その都度対応していきたいと思ってます。

以上です。

○山田雅徳委員長 すみません、数については把握はされているのでしょうか。

人口増推進室長。

○目黒由基人口増推進室長 数の把握はしておりません。空き家の実態調査でCランク、あるいはDランクあたりが管理不全、管理が不十分な空き家で、そのあたりが該当するのとは認識しております。

以上です。

○山田雅徳委員長 よろしいですか。

(「はい、取りあえず」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 他に質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 では、これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定をいたしました。

次に、議案第3号 総社市職員給与条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○小川 修総務課長 議案第3号 総社市職員給与条例の一部改正について御説明を申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、人事院勧告の趣旨に基づき、給料表の変更、扶養手当の見直し、定年前三任用短時間勤務職員の住居手当の支給拡大など、本市職員におきましても国の措置に遵守した措置を講じるため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

条例の内容について御説明をいたしますので、1枚お開き願います。

第5条第6項の改正につきましては、給料表の改正に伴いまして、行政職8級職員の昇給の号給数を1号給を標準として、規則で定める基準に従い決定しようとするものでございます。

1枚お開き願います。

第11条及び第12条の改正につきましては、配偶者を扶養手当の対象親族から除くとともに、扶養親族たる子、扶養親族たる父母等、それぞれの扶養手当の額を改めるものでございます。

次に、第25条の改正につきましては、管理職員特別勤務手当の支給対象となる時間の始期を「平日の午前0時」から「午後10時」に改めるものでございます。

次に、第31条の改正につきましては、定年前三任用短時間勤務職員に住居手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

別表第1及び別表第2の改正につきましては、行政職及び保育職、教育職の給料表を改めるものでございます。

附則でございますが、第1項におきまして、この条例は令和7年4月1日から施行することといたしております。第2項につきましては、給料表を改めることに伴い、附則別表に基づき、職務の給及び昇給に応じた号給数の切替を行うものでございます。

1枚お開き願います。

第3項につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間におきまして、配偶者

を扶養手当の対象親族とするとともに、配偶者及び扶養親族たる子の扶養手当の支給金額について特例を設けるものでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 ありがとうございます。

これは人事院勧告からの通達というか、そういうことに伴って総社市の条例も変えるということなんです、参考にちょっと教えてください。

第11条の3のところの扶養手当、ここは若干変わってきますよということです。今まで配偶者に対して扶養手当を支給していたものが、今後配偶者に対しては支給しないと。お父さんとお母さんであるとかは支給しますと、あと子どもに対しては手厚くなりますというふうに理解をしておりますが、例えば総社市の職員の中で関係する方がどれぐらい増えてきて、どれぐらい減っていくとか、その全体の支給額自体がどのぐらい変わってくるかというのは何か分かりますかね。

○山田雅徳委員長 総務課長。

○小川 修総務課長 支給額がどのぐらい、対象がどのぐらいいるかというところについてはちょっと把握していない状況でございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 把握はされていないんですね。分かりました。

次のページ、ちょっと教えてください。

管理職特別手当の管理職の方々が、例えば災害時に、さっき説明がありましたけれど、夜中に出てきたら夜中の0時から朝の5時ぐらいまで今まで手当が支給されていたのが、働き方改革の一環だと思ってはいるんですが10時から、これがちょっと早まるということなんです、この管理職特別手当の対象になる方は何人ぐらいおられますか。

○山田雅徳委員長 探されている間に、もし他の質疑があれば。

(「まだあるんじゃないけど」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 答える方が同じ方か。

総務課長。

○小川 修総務課長 対象になる方ということで、管理職相当というところで対象になる方ということなんですけども、121名前後、今度また4月1日からの役職等で若干の変動があるかと思いますが、今想定してる人数でいうと121名前後というところになったと思います。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。

もう一件だけちょっと確認させてください。

附則の2のところで、基本的にこの改正は4月1日からだけれども、特例として、令和8年3月31日まで扶養手当に関する特例というのがついています。これはいわゆる激変緩和というか、急にこの4月から変えるのが影響が大きいので、取りあえずこの特例というのを設けるという、まずその理解でいいですか。

○山田雅徳委員長 総務課長。

○小川 修総務課長 激変緩和というところで、令和7年度の今1年間についての若干の特例的に支給するというようなところを設けておりまして、例えばその配偶者であれば、現在6,500円という額が廃止ということになるんですけれども、令和7年度に関しては3,000円を支給するということになります。

また、子どもに関して、今は1万円というところに対して実際1万3,000円まで上げていくんですけれども、令和7年度に関しては1万1,500円というところで段階的に上げていくというようなところでの令和7年度は廃止してしまうところは、若干配偶者に対しては余裕を持たせる形、逆に子どもに対しては一遍に上げるんじゃなく段階的に上げていくというようなところでの令和7年度の経過措置を思っているところでございます。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。

再度確認ですけど、これも人事院勧告からの指示があったのか、それとも総社市独自で市の職員組合と話をして、こういうふうに激変緩和を行うというふうに決めたのか、どちらでしょうか。

○山田雅徳委員長 総務課長。

○小川 修総務課長 国の人事院勧告に基づきまして、国が行った措置と同様の形で準じた形の対応をさせてもらってるところでございます。

以上でございます。

○三宅啓介委員 分かりました。

○山田雅徳委員長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第4号 総社市職員の退職手当に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○小川 修総務課長 議案第4号 総社市職員の退職手当に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、国家公務員退職手当法の改正に伴い、本市職員の退職手当においても国の措置に準じた措置を講じるため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

条例の内容について御説明をいたしますので、1枚お開き願います。

第2条第2項でございますが、非常勤職員の退職手当の支給要件につきまして、職員の1週間当たりの勤務時間以上の勤務をした場合を明記するものでございます。

1枚お開き願います。

第10条の改正につきましては、雇用保険法の改正により、安定した職業以外の職業への就職を促すために就業手当が廃止されることに伴いまして、退職手当の支給対象者を「安定した職業に就いた者」に改めるものでございます。

附則でございますが、第1項におきまして、この条例は令和7年4月1日から施行することといたしております。第2項につきましては、安定した職業についた者の退職手当の支給に関する経過措置を設けるものでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第5号 総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○小川 修総務課長 議案第5号 総社市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、人事院勧告の趣旨に基づき、国の措置に準じた措置として、特定任期付職員に対する業績手当を廃止するとともに勤勉手当を支給するため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

条例の内容について御説明いたしますので、1枚お開き願います。

第7条の改正につきましては、特定任期付職員業績手当を廃止しようとするものでございます。

次に、第8条第1項の改正につきましては、特定任期付職員においても、総社市職員給与条例第27条の規定を適用することとし、勤勉手当を支給しようとするものでございます。

1枚お開き願います。

第8条第2項におきましては、特定任期付職員に適用する総社市職員給与条例の読替規定について所要の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第6号 総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○小川 修総務課長 議案第6号 総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、人事院勧告の趣旨に基づきまして、仕事と生活の両立支援を拡充するなど、本市職員におきましても国の措置に準じた措置を講じるため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

条例の内容につきまして御説明いたしますので、1枚お開き願います。

第9条の改正につきましては、育児または介護を行う職員の時間外勤務の制限対象となる子を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に改めるものでございます。

1枚お開き願います。

第17条の2及び第17条の3を加える改正につきましては、仕事と生活の両立支援として、配偶者等が職員の介護を必要とする状況に至った際の介護両立支援制度について規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 ちょっと確認させてください。

第17条の3のところに、任命権者が職員に対して、介護の両立支援制度等に関する研修の実施でありますとか、相談体制の整備という項目を新たに付け加えようと今されていますけれども、これを付け加えられて実際どういうふうなことをされる予定でしょうか。

○山田雅徳委員長 総務課長。

○小川 修総務課長 今後こういった形で対応していくかということでございますけれども、まずは40歳を超えたところからは介護との両立制度というところが活用できるというところがある中で、そこに到達した方々にまず説明責任というところが出てきますので、制度の周知等を行っていくというようところがございますけれども、あとはその中で請求等が行われるようにするために、その対象となるのでその請求をできる権利がある、職員の方々に対してはその制度というところを十分に周知をかけていたり、それに対する相談がありましたら、その相談に職員対応していくというようところを、職員を管理する側として義務づけを行おうとしているものでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。

すみません、ちょっと基本的なことなんですが、この制度を活用できるのは40歳からということになるんですかね。

○山田雅徳委員長 総務課長。

○小川 修総務課長 40歳から対象として請求して、対象として取扱いができるというようなものでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 他に質疑はありませんか。

岡崎副委員長。

○岡崎亨一委員 今、先ほどの三宅委員の御質問での第17条の2のところの40歳で、これはじゃあ40歳以下の方はこの制度ではなくて、有給ですとか、その辺で対応しなさいというふうに思っていることですかね。ちょっとその辺を。40歳の分かれ目、ちょっと教えていただけますか。

○山田雅徳委員長 総務課長。

○小川 修総務課長 もともとその介護の制度というところに、あるいは介護保険制度に対しての早い段階というところで40歳を基準に設けて、そこの介護の制度というところに対する説明をしていくというところで40歳が対象になっているということでございます。

○山田雅徳委員長 よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第7号 総社市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○小川 修総務課長 議案第7号 総社市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説

明を申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴いまして、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

条例の内容につきまして御説明いたしますので、1枚お開き願います。

第20条第3項でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正によりまして、非常勤職員の部分休業について規定しております条項が変更となりましたので、所要の改正を行おうとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第8号 総社市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○小川 修総務課長 議案第8号 総社市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

この条例等の一部改正につきましては、刑法等の一部を改正する法律におきまして、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されることから、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

条例の内容について御説明をいたしますので、1枚お開き願います。

第1条では、総社市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例におきまして、第2条では、総社市職員の退職手当に関する条例におきまして、2枚お開きいただきまして、第3条では、総社市児童福祉年金条例におきまして、第4条では、総社市障がい者福祉年金条例におきまして、禁錮

を拘禁刑に改めるものでございます。

第5条では、総社市個人情報の保護に関する法律施行条例におきまして、懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

附則でございますが、第1項におきまして、この条例は令和7年6月1日から施行することといたしております。第2項から第5項までにつきましては、本条例の施行に伴います経過措置を設けるものでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 すみません。確認だけさせていただきます。

この条例の施行日、6月1日ということですが、この6月1日というのはなぜこの日になっているんですか、教えてください。

○山田雅徳委員長 総務課長。

○小川 修総務課長 刑法等の一部を改正する法律でございますけれども、令和4年6月17日に公布をされまして3年を経過する日までで施行日が決定されていくというところでございましたけれども、この施行日が令和7年6月1日施行ということで、法改正の施行日に合わせまして6月1日施行といたしております。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第19号 令和6年度総社市一般会計補正予算(第9号)のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○小川 修総務課長 議案第19号 令和6年度総社市一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、年度末が間近となりますので、歳入歳出予算の執行状況から各事務事業の見込額及び確定額によって予算の増減措置を行うものが主なものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億2,400万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ381億5,500万円とするものでございます。

それでは、本委員会の所管に属するものにつきまして、便宜歳出から御説明いたしますので、予算書の14、15ページをお開き願います。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第3節職員手当等4,500万円の増額につきましては、普通退職者の退職手当を計上するものでございます。

次に、同款、同項第2目文書広報費、第12節委託料4,620万円の減額につきましては、文書管理や庶務管理などの内部情報系システム導入委託料の確定に伴いまして減額するものでございます。

次に、同款、同項第3目情報管理費、第12節委託料187万円の減額につきましては、新庁舎で整備する公衆無線LANを、令和7年度に予定しております公民館等の防災用公衆無線LAN再構築と併せて一体的に行うため減額するものでございます。

次に、同款、同項第6目財産管理費、第24節積立金のうち本委員会の所管に属するものは、減債基金積立金1億280万円で、普通交付税の追加交付分のうち、翌年度以降の臨時財政対策債の償還分を積み立てるものでございます。

次に、同款、同項第14目自治振興費、第18節負担金、補助及び交付金860万円の減額につきましては、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業に採択されなかった4件分について減額するものでございます。

次に、同款、第2項徴税费、第2目賦課徴収費、第12節委託料930万3,000円の減額につきましては、基幹システム標準化に伴う滞納管理システムデータの移行に伴う契約について、当初見積額より契約額が低かったことから減額するものでございます。

次に、同款、第4項選挙費、第6目衆議院議員選挙費1,150万5,000円の減額及び第9目県知事選挙費1,152万円の減額につきましては、事業費の確定に伴い減額するものでございます。

○山田雅徳委員長 財政課長。

○岡 真里財政課長 18ページ、19ページをお開きください。

第9款消防費、第1項消防費、第4目災害対策費、第11節役務費のうち通信運搬費につきましては、岡山県防災行政無線機器の新庁舎への移設に係る費用を当初予定していた額よりも大幅に抑制することができたため、1,300万円減額するものでございます。手数料及び自動車損害保険料につきましては、トイレカーの整備に伴う印紙代、リサイクル料、自賠責保険料でございます。次に、第17節備品購入費につきましては、トイレカー1台及び発電機11台を購入しようとするもので、災

害発生時、停電や下水道が使用不能となった場合でも電源やトイレを確保し、避難所の生活環境向上を図るものでございます。

なお、財源として予定している新しい地方経済生活環境創生交付金につきましては、今年度中の予算確保が交付対象要件となっていることから、補正要求させていただくものでございます。

次に、第26節公課費につきましては、トイレカーの購入に係る自動車重量税でございます。

20ページ、21ページをお開きください。

第13款予備費につきましては、予算調製でございます。

続きまして、歳入について、本委員会の所管に属する部分を御説明いたしますので、10ページ、11ページへお戻りください。

第11款地方交付税、第1項地方交付税3億1,230万8,000円の増額につきましては、令和6年度普通交付税の再算定により追加交付となったものでございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目総務費国庫補助金1億6,579万2,000円の増額につきましては、それぞれ記載の交付金の交付決定によるものでございます。

第9目消防費国庫補助金1,610万円の増額につきましては、歳出で御説明いたしましたトイレカー等の整備に係る国からの交付金でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

第16款県支出金、第3項委託金、第2目総務費委託金2,301万8,000円の減額につきましては、衆議院議員及び県知事選挙費の額確定に伴う減額でございます。

第17款財産収入、第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入1億2,458万2,000円の増額につきましては、市営住宅などの売払収入でございます。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金8億1,700万円の減額は財源調整、第2目減債基金繰入金3,950万円の増額は臨時財政対策債償還費に充当するための繰入金でございます。

第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入のうち本委員会の所管に属するものは、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金の額確定による860万円の減額及びその他雑入35万5,000円の減額は、予算調製でございます。

第22款市債、第1項市債、第9目消防債2,500万円の増額は、歳出で御説明いたしましたトイレカー購入に伴う起債でございます。

続きまして、第2表の繰越明許費の補正について御説明いたしますので、4ページ、5ページへお戻りください。

第2表繰越明許費補正追加のうち本委員会の所管に属するものは、第2款総務費、第1項総務管理費の市制施行20周年記念事業で、これは新庁舎移転後の来年度に実施しようとするもの、及び第9款消防費、第1項消防費の防災経費で、トイレカー及び発電機の整備について国からの交付決定を受けて実施しようとすることから年度内完了が困難なもの、以上の2事業であり、繰越明許の措

置をとりまして、起債の額を翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

続きまして、第3条地方債の補正について御説明いたします。

第3表地方債補正変更のうち本委員会の所管に属するものは、下から2番目の防災対策事業で、歳入予算の補正に伴い、市債の借入限度額を2,500万円増額するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まず調書のページ数を言っていただき、調書に記載してある款、項、目、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いをいたします。

それでは、質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 それでは、調書でいくと24ページ、予算書では18から19ページの第9款消防費、第1項消防費、第4目災害対策費のトイレカーについてちょっとお尋ねをいたします。ふだんはどういう使い方をされるのかということを、まずお尋ねしたいと思います。

例えば、よく議会でも話題になりますけれども、砂川公園にトイレがないので、そこにふだんおいてそこで使っていただいて、例えば災害があったら災害時に派遣するといったような使い方とかそういうこともできるのではないだろうかと思うんですが、ふだんの使い方、まず教えてください。

○山田雅徳委員長 危機管理室長。

○丸山幸司危機管理室長 三宅委員からの質問にお答えをさせていただきます。

ふだん使いですが、三宅委員がおっしゃるとおり、平時も使用という可能性もいろいろあると思いますが、本交付金の使用要件の中に、交付金で導入した機械類、そういったものについては周知をしていくということが義務づけられております。今想定してるのは、全市で16回の防災訓練をやっております、そういった防災訓練の中で市民の方に実際避難所の生活改善に係るものですのでそういった周知をしていくことや、大きなイベント等で周知をしていくことを考えておりますので、常設、どこかの仮設トイレとして置いてしまうと、そういった活用のときに、いざというときにはいいということにもなりますので、ちょっとそのあたりは今検討しているところでございます。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。倉敷市の話題が先日も新聞に出てましたけれども、倉敷市もトイレカーを持っていて、倉敷市の場合は商店街筋の空き地に常に置いてあって、どうぞお使いくださいと、市民の方や観光客の方に使っていただいていると。ただ、管理は大変だというふうに僕も聞いてはいるんですけれども、そういう使い方が想定されているのかなと、例えば雪舟フェスタであ

るとか、先日行われたそうじゃ吉備路マラソンのときに使ったりするのかなと思ったので聞いてはみたんですが、今のところまずは展示して皆さんに知ってもらう、周知というのはそういう意味ですよね、まずは知ってもらおうということだと理解したんですが、そういうことでよろしいですか。

○山田雅徳委員長 危機管理室長。

○丸山幸司危機管理室長 そうじゃ吉備路マラソンとか吉備路れんげまつり、そういった大きなイベントでも、周知のために展示というか、使っていただくことを想定しております。

常設となると、そこにトイレが要るので置いてますんで、持っていくとそこの施設が困るかなというところで、ちょっと検討しているところでございます。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。

それともう一点、ちょっと詳細な中身についてお尋ねしますけれども、こういった仕様、例えば洋式のトイレが3基ありますよとか、中身はどんなイメージで、災害時に派遣したときにどの程度の人の容量、何日分対応可能かみたいなのところまでは分かりますか。

○山田雅徳委員長 危機管理室長。

○丸山幸司危機管理室長 タイプなんですけど、トレーラータイプとトラックタイプがあります。どちらでいくかというのはまだ正直決めれていないところなんですけど、先進的に入れているところのトイレカーの仕様でいきますと、大体洋式個室が4室にあとプラスして多目的トイレ、これが1室ついているというパターンが多いです。本市もそういうパターンで導入のほうを考えておりますが、牽引タイプのトレーラータイプにするか、トラックタイプにするかというのはまだ検討しているところでございます。

1日につきの処理能力までは、申し訳ありません、まだ分からないのが現状でございます。

(「それでは、結構です」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 他に質疑はありませんか。

森安委員。

○森安健一委員 予算調書の24ページの第2款総務費、第1項総務管理費、第7目企画費の企画一般経費の18のところの県立博物館を誘致する会の……。

○山田雅徳委員長 すみません。予算調書のページ数が24だと……。

(「それは補正だから」と呼ぶ者あり)

○森安健一委員(続) ごめんなさい。

○山田雅徳委員長 じゃあ、また後ほど。

○森安健一委員(続) また後ほど、すみません。

○山田雅徳委員長 他に質疑はありませんか。

高谷委員。

○高谷幸男委員 調書でいきますとページが5、予算書でいきましたらページが15、コミュニティ

の助成事業860万円、これは財源が要らないわけでありますけれども、本来であれば6件のうち、2件だけ採択で、4件が採択されなかったということですが、なぜこのような採択されないようなものが予算に上がってくるのかどうかと思うんですけど、どうでしょうか。

○山田雅徳委員長 人権・まちづくり課長。

○倉本伸一人権・まちづくり課長 高谷委員の御質問でございます。

このコミュニティ助成事業につきましては、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業に係るものでございます。これにつきまして、各町内会、自治会から申請が出てきたものにつきまして市が取りまとめて申請しているものでございます。なので、採択につきましては一般財団法人自治総合センターのほうで判断されますので、その結果採択されなかったものにつきまして減額とさせてもらっているところでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 採択されなかったということですが、本来であれば、見込みができて予算計上されるのではないんですかね。

○山田雅徳委員長 人権・まちづくり課長。

○倉本伸一人権・まちづくり課長 その採択までのスケジュールについて御説明申し上げます。

まず、申請の締切りが前年の9月末となっております。採択の結果が出るのが翌年の3月末ということですので、予算要求の際にはまだ分からないということとなっておりますので、結果が出た後に年度末に補正で減額をさせてもらっているところでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 岡崎副委員長。

○岡崎亨一委員 今の高谷委員の御質問のところなんですけど、これは宝くじの助成事業ですよ。コミュニティがそれぞれ6件を申請されて採択が2件あったと。その2件を、どこのコミュニティは別として、こういった内容で採択されたものなのか、ちょっと2件を教えてください。

○山田雅徳委員長 人権・まちづくり課長。

○倉本伸一人権・まちづくり課長 岡崎副委員長の御質問にお答えいたします。

このたび令和6年度におきまして採択された2件につきましては、コミュニティ活動備品の整備に係るものが1件、もう一件につきましては、ステージのセットの購入に係るものが1件となっております。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 すみません。

予算調書 1 ページ、第 2 款総務費、第 1 項総務費、第 1 目一般管理費、退職手当 4,500 万円が出ています。中身を、何人おられるかを教えていただきたいのと、年齢構成、例えば 20 代の方が退職されるのか、30 代の方が退職されるのか、そのあたりの状況もちょっと教えていただけますか。

○山田雅徳委員長 総務課長。

○小川 修総務課長 今回の 4,500 万円の内訳ということでございますけれども、今回補正予算に計上させてもらっています 4,500 万円の増額につきましては、退職手当の対象となる職員 3 名分の額を追加で補正させてもらっているところでございます。これはさきの議会 9 月の補正でも増額補正させてもらっておりますけれども、そのときに把握してた後にこの 3 月 31 日をもって退職ということに決まった方の退職手当 3 名分ということで計上させてもらっているところでございます。

年齢については差し控えさせてもらってよろしいようであれば差し控えさせてもらいたいとは思っているんですけれども、もともと定年延長等が絡んできた関係もありますので、実際定年が今もう 61 歳であったり、62 歳というようなところをもってというところを前段にして、60 歳をもって 3 月 31 日を迎える方というのはある程度の選択肢がある中で、例えば引き続き定年まで勤務を意思表示として希望されていた方でもこの 3 月末までにその意思表示を変えることはできるというようなところもありますので、そこをもって退職に変える方もいれば、9 月の補正をさせてもらった以降で新たにこの 3 月末をもって退職をするという若年層の方も合わさって、今回 3 名分ということで計上させてもらっているところでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 実はどういう年齢層の方が途中で退職を決断されたのかというところが、ちょっと気にはなっています。

よく言われる、総社市は中途というか、途中で退職される方が多いんじゃないかというふうな、そういう雰囲気も何となく個人的に感じてまして、そういう状況があるのかなと思ったので聞いて、年齢構成まで聞けたらなというふうには思ったんですが、その辞めた方々がその後一体どういう、若い方であれば、ところに行っているのかもちょっと気にはなりますし、そのあたりの状況というのは、むしろこれを副市長に聞かせていただいたほうがいいのかもしれないんですけど、どういうふうに感じておられますか。

○山田雅徳委員長 副市長。

○中島邦夫副市長 この 3 名ではございませんが、一般的なことを答弁させていただきます。

若い方が退職する場合、これはもう次の就職先を決めてる方が多いです。それから、60 歳定年の 1 年、2 年前に辞められる方もおられます。大抵の場合はやはり次の就職先を決めている方、それからこれから探す人等々がおられます。それから、中堅職員、30 代とか 40 代の、こういった方もおられますが、やはり次の職場が決まってそれから退職願を出されている方が多いようです。

以上です。

○山田雅徳委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。

今回補正予算で出てくるということは、気持ちが途中で変わったというふうに認識しておりますので、何で変わったのかなというところ、深掘りするつもりもないこともないんですけども、そういうところも総社市の一つの課題なのかなというふうに思っておりますので、そこは職員の気持ちといえますか、そういうところを酌んで対応していただきたいなというふうに思います。

返答はいいです。

○山田雅徳委員長 他に質疑はありませんか。

高谷委員。

○高谷幸男委員 予算書でいかないと調書はないと思いますが、ページ5で繰越明許についてお尋ねしたいと思います。

20周年の記念事業400万円が令和6年度についておったわけですが、これが令和7年度にということではありますが、県内の各市の状況を見ますと、新庁舎ができたならその周年事業もその前後、あるいはその当日に開催しているのがほとんどではないかと思うんですが、なぜうちの場合には3月9日に竣工し4月21日開庁ということになるわけですが、3月22日の20周年を施行日にはしない、このあたりはどういうふうなことであったのでしょうか、お尋ねします。

○山田雅徳委員長 総合政策部長。

○梅田政徳総合政策部長 それでは、高谷委員の御質問にお答えをいたします。

他市の状況ということでいろいろあろうかと思いますが、本市におきましてはということであると、4月21日の会場準備というようなところを鑑みたときに負担が大きいというようなところもありまして、3月22日の合併の日というところは見送りをさせていただきまして、さきの議会でも市長から答弁させていただいておりますが、夏もしくは秋にということでは当初の予定を変更しております。この点、議会のほうからも少しそういう御指摘もいただきながら、平準化を図るという意味で、夏もしくは秋に開催するというように予定をしているところでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 それじゃあ、まだ具体的には何も日にち、場所、あるいは内容等々は決まっていんですかね。

○山田雅徳委員長 総合政策部長。

○梅田政徳総合政策部長 今、具体的な日付というのは内部で調整中でございますけれども、近々にも決定をして、議会のほうにもお伝えをできるように考えておりますので、もうしばらくお待ちをいただければというふうに思います。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 すみません。

歳入でちょっと教えていただきたいと思います。

12、13ページ、土地の売払収入というのがあります。1億2,000万円少々、この中身を教えてもらえますか。

○山田雅徳委員長 財産管理課長。

○林 琢也財産管理課長 主なものですが、今回の1億2,458万2,000円のうち、約1億1,900万円が井手住宅の跡地の売払い分になります。

以上でございます。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 他にありませんか。

岡崎副委員長。

○岡崎亨一委員 すみません、調書の24ページ、先ほども三宅委員が聞かれたトイレカーなんですけども、まだ自走式なのか、トレーラー、牽引か決まってないというお話だったんですけど、それで、結構納期がかかるようには思っとなんですが、それでも自動車重量税を今年度に計上するということは、今年度中には納車の予定なのか、その辺のスケジューリングとかはおおよそで考えていらっしゃるのか、今後も考えるのか、分かった時点でも結構だし、今分かればいいんですけど、また委員会でも報告をしてもらえればなんと、非常にこれは三宅委員が御提案されて、皆さんが注視されとる部分なので、その辺今のところのもうちょっと細かいところのお考えをお教えてください。

○山田雅徳委員長 危機管理室長。

○丸山幸司危機管理室長 岡崎副委員長からの御質問にお答えさせていただきます。

大ざっぱなスケジュール感でいきますと、来年度の秋口ぐらいまでには納車を目指したいと考えております。ですので、年度当初から事務のほうを進めさせていただきまして、2,000万円超えますんで議案のほうにも提出させていただきます。秋口ぐらいを目標としまして、その後、防災訓練。防災訓練が秋口から始まりますので、そこに間に合わせていきたいというスケジュール感で考えております。

○山田雅徳委員長 他に質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 では、これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち、本委員会の所管に属する部分については可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち、本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○山田雅徳委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、同意第1号 政策監の任命に関する同意を求めることについての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○小川 修総務課長 同意第1号 政策監の任命に関する同意を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

本市の政策監の任期が令和7年3月31日で満了することから、総社市政策監の設置等に関する条例第3条の規定により政策監を任命するため、市議会の同意を得ようとするものでございます。

その方は議案に記載しておりますとおり、住所、総社市井手342番地3、難波敏文氏、生年月日は昭和37年5月3日、年齢62歳の方で、引き続き任命しようとするものでございます。御経歴でございますが、昭和58年4月から本市に勤務され、総務部財政課長、総務課長、総務部長などを歴任され、令和5年4月から本市政策監をお務めいただいているところでございます。適任と考えますので御同意を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は同意すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意すべきであると決定をいたしました。

次に、同意第2号 監査委員の選任に関する同意を求めることについての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○小川 修総務課長 同意第2号 監査委員の選任に関する同意を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

識見を有する者のうちから選任する監査委員の任期が令和7年3月31日で満了することから、地方自治法第196条第1項の規定により監査委員を選任するため、市議会の同意を得ようとするものでございます。

その方は、議案に記載しておりますとおり、住所、総社市地頭片山132番地、風早俊昭氏、生年月日は昭和29年10月22日、年齢70歳の方で、引き続き選任しようとするものでございます。御経歴でございますが、昭和48年4月から本市に勤務され、総務、産業、建設、水道部門など幅広い分野に携わり、総務部長、一般職の政策監などを歴任され、平成29年4月から本市監査委員をお務めいただいているところでございます。行政運営に優れた識見をお持ちの方でございまして、適任と考えますので御同意を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は同意すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意すべきであると決定いたしました。

次に、意見第1号 人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

人権・まちづくり課長。

○倉本伸一人権・まちづくり課長 意見第1号 人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることにつきまして御説明申し上げます。

本市推薦の人権擁護委員13名のうち、1名の方の任期が令和7年6月30日をもって満了となることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により市議会においてお伺いし、候補者を推薦しようとするものでございます。

意見第1号に係る候補者は、総社市清音軽部にお住まいの渡邊智光氏でございます。この方を新たに推薦したいと考えております。

渡邊氏におかれましては、平成13年3月に身延山大学仏教学部仏教学科を御卒業され、実習を経た後、令和2年12月から清音軽部にあります大覺寺住職として務められています。日頃から僧侶として、檀家からの相談やお寺体験などを通じ子どもたちに道徳的価値観を伝えるなど、地域に寄り添った活動をされておられます。人格識見高く、人権擁護につきまして御理解があり、人権擁護委員として適任であると考えます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、本件に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、本件に対する討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は推薦に同意すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は推薦に同意すべきであると決定いたしました。

次に、陳情第2号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書の審査に入ります。

本件につきまして、当局から説明があれば説明を願います。

総務課長。

○小川 修総務課長 特段ございません。

○山田雅徳委員長 本件について御意見等があれば、御発言を願いたいと思いますが、まず、この際しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時31分

○山田雅徳委員長 一旦休憩を閉じます。

この際、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時31分

再開 午後0時56分

○山田雅徳委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど休憩中にそれぞれ委員の中で意見交換等もさせていただきましたので、その内容を含めて何かありましたら、意見を述べていただきたいと思います。

何かありますか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 今回のこの政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情書に関しては、これは採択すればいいのかなというふうに思っておりますけれども、陳情者が示されておられますが、議員から職員への心理的圧力がかけられる勧誘行為の懸念があり心配して今回の陳情書を出されていますと、こういうことが書かれていますが、確かに昨今ハラスメントも含めて非常に世の中の状況が厳しくなっておりますので、もし仮にこの政党機関紙等の勧誘がそういうことに関わったりつながるのであれば、やはりこれは一度調査をしてみるというのは必要かなというふうに思っておりますので、この陳情書に関しては採択でいいのかなというふうに思います。

以上です。

○山田雅徳委員長 他に御意見はありませんか。

ないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 それでは、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は採択すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択すべきであると決定をいたしました。

この際、お諮りをいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後0時59分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

総務生活委員会委員長 山田 雅徳